公共下水道布設を申請する、郡山市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の土地所有者を

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　調査した結果、

当該土地所有者の所在が不明であるため、民法第252条に基づき、所有権者の過半数の同意とし、当該

土地に公共下水道を布設することを決するものとし、下水道法第10条に基づく排水設備を設置しなけ

ればならない者として、同法第11条により、別添のとおり申請します。

令和　　年　　月　　日

　所有権者

　住所

　氏名

　　住所

　　氏名

　　住所

　　　氏名

　住所

　　　氏名

住所

　　　　氏名

公共下水道布設を申請する、郡山市　【布設申請の私道所在地を記入】　　　　　　の土地所有者を

【実際調査した内容を記入：例　所有者を法務局にて登記簿謄本等により】　　　　　調査した結果、

当該土地所有者の所在が不明であるため、民法第252条に基づき、所有権者の過半数の同意とし、当該

土地に公共下水道を布設することを決するものとし、下水道法第10条に基づく排水設備を設置しなけ

ればならない者として、同法第11条により、別添のとおり申請します。

令和　　年　　月　　日

　所有権者　（署名または記名押印）

　住所

　氏名

　　住所

　　氏名

　　住所

　　　氏名

　住所

　　　氏名

住所

　　　　氏名